

東郷町イメージキャラクター



トッピー

デザイン・愛称の使用について

平成29年3月14日改訂

愛知県東郷町

【問合せ先】

〒470-0198

東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町役場企画部企画情報課

(代表) 0561-38-3111 (内線) 2324

(FAX) 0561-38-0001

東郷町イメージキャラクター『トッピー』のデザイン及び愛称の使用基準

「トッピー」の使用に際しては、東郷町イメージキャラクターのデザイン画、着ぐるみの写真、映像又は動画及び名称の使用に関する要綱（平成24年東郷町要綱第47号）を確認してください。

- 1 「トッピー」のデザイン画、着ぐるみの写真、映像及び動画（以下「イラスト等」という。）並びに名称（以下「愛称」という。）を使用するときは、東郷町企画部企画情報課（以下「企画情報課」という。）にイラスト及び愛称使用許可申請書（別添（様式第1））を必ず提出し、使用の許可を受けてください（使用許可書を交付します。）。

なお、「トッピー」のイラスト等を使用する物件（以下「使用物件」という。）の製作を他の者に請け負わせる場合は、「東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて」（様式（第6 その1又はその2））を提出してください。

- 2 使用については、次の事項を守ってください。

- ① イラスト等及び愛称の使用許可を受けた目的並びに用途以外には、使用しないでください。
- ② 原則として、別添「『トッピー』ポーズ集」のイラストを使用してください。
- ③ イラスト等の使用に際し、その表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないでください。
- ④ イラスト等の色は白黒以外で使用する場合は、基本デザインの配色としてください。
- ⑤ 1つの物件ごとに「トッピー」の正面（左右両サイドの葉っぱが完全に見える状態であれば斜めであっても可）を必ず使用してください。
（背面及び側面のみの使用はできません。）
- ⑥ 「東郷町イメージキャラクター トッピー」という文字を「トッピー」のイラスト等の付近に表示してください。
- ⑦ イラスト等を使用した物件の本体又は物件の包装、広告若しくはタグ（単に、配布又は頒布するチラシの類を除く。）に「©2012東郷町 トッピー（使用管理番号）」若しくは「©2012 togo town toppy（使用管理番号）」を必ず表示すること。
- ⑧ 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないでください。
- ⑨ 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録及び意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行わないでください。
- ⑩ 条件が付けられた場合は、その条件に従って使用してください。
- ⑪ 使用物件の性質等により、本基準により難しい場合は、企画情報課に相談してください。（基準に係る例外については、後述してあります。）
- ⑫ 不明な点は、企画情報課に協議してください。

「トッピー」イラスト等の使用を希望する場合の基本フロー

事前相談

使用目的などをまとめ、企画情報課に事前にご相談ください。

申請

使用許可申請書（様式第1）を企画情報課に提出してください。
（使用物件の案を添付してください。）

審査

提出書類に基づき審査し、その結果を申請者に通知します。

許可

使用物件の製作

外部業者に製作を依頼する場合（請負等）は、製作を開始する前にイラスト等の濫用・転用等を防止するため※様式第6（その1又はその2）を提出してください。

不許可

もう一度企画情報課と調整し、使用基準を満たして再提出ください。

※ 東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件の製作に係る著作権等の取扱い（様式第6）

完成

使用物件が完成した日から14日以内に完成報告書（様式第4）及び完成物件を企画情報課に提出してください。

《「トッピー」基本デザイン画》

正面



東郷町イメージキャラクター
トッピー

背面



東郷町イメージキャラクター
トッピー

側面



東郷町イメージキャラクター
トッピー

《使用できない例》

変更（一部を削除）



東郷町イメージキャラクター
トッピー

部分使用（例：頭部）



- 頭部のみで使用することはできません。
- オール及びトリさん（トッピーの付近にいる白い鳥）の不使用は可能です。

加筆



東郷町イメージキャラクター
トッピー

吹き出し



（次の表現が含まれなければ可）

- 個人商店・企業等の名称、商品名
- 政治・宗教・信条・差別など
- 誹謗・中傷など
- 意見・提案など

東郷町イメージキャラクター
トッピー

縦横の比率の変更

東郷町イメージキャラクター
トッピー



「トッピー」のイラスト等を縮小又は拡大して使用する場合、縦横の比率を変更しないでください。

重ね合わせ



東郷町イメージキャラクター

東郷町イメージキャラクター
トッピー



東郷町イメージキャラクター
トッピー

《例外的に使用できる場合》

【重ね合わせの例外】



東郷町イメージキャラクター
トッピー

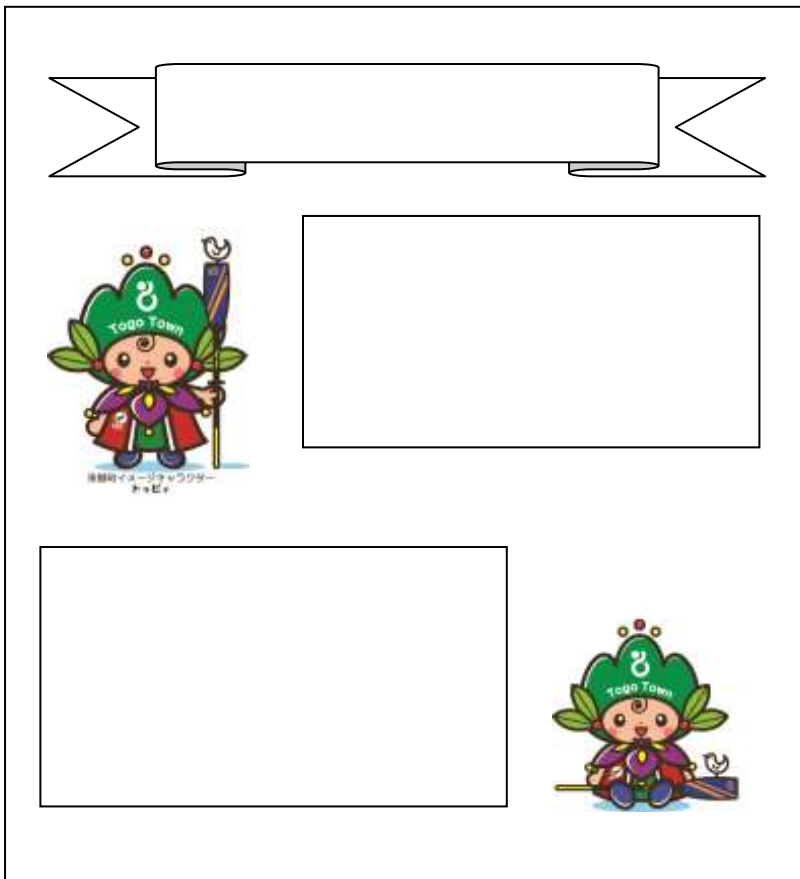
「トッピー」のデザイン画に「トッピー」以外のイラストが重なっていますが、周辺のイラストも含めて1つの作品となっているため、重ね合わせには当たりません。



「トッピー」のイラスト等に重ね合わせがある場合、重なり状態で判断するため、企画情報課に相談してください。

【「東郷町イメージキャラクター トッピー」の表示の例外】

例1（1つの使用物件に複数の「トッピー」を使用する場合）



1つの使用物件の中に複数の「トッピー」のイラスト等が使用されている場合、使用するイラスト等の付近いずれか1か所に「東郷町イメージキャラクター トッピー」と表示することができます。

例2（衣類、タオル等に「トッピー」を使用する場合）



イラスト等のみの場合には、「東郷町イメージキャラクター トッピー」の表示は必要ありません。



「東郷町〇〇協会」の表示が衣類にある場合は、「トッピー」を表示する必要があります。



「トッピー」の表示は、別添『『トッピー』ロゴ一覧』から使用してください。

例3 (ぬいぐるみ等に「トッピー」を使用する場合)

○



イラスト等のみの場合には、「東郷町イメージキャラクター トッピー」の表示は必要ありません。

×



他のキャラクター等が表示されている場合は、「トッピー」を表示する必要があります。

○



「トッピー」の表示は、別添『『トッピー』ロゴ一覧』から使用してください。

様式第1（第3条関係）

イラスト等及び愛称使用許可申請書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所
 (使用者)
 氏名又は団体名
 代表者 印

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用物件の区分、 名称及び数量	(1) 区分 (いずれかに○) ア 紙類印刷物 イ 物品製造物 (2) 物件の名称 (品名等) (3) 数量
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用概要 (何に、どのよう に使用するのか記載し てください。)	
販売の有無	有 (円) ・ 無
使用物件の完成予定日	年 月 日
連絡先	担当者名 電話番号 Eメール

※添付書類等 使用概要等がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第2（第4条関係）

第 号
使用管理番号

年 月 日

様

東郷町長 印

イラスト等及び愛称使用（変更）許可書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

使用者の住所 及び氏名又は 団体名	住所
	氏名（団体名）
使用目的	
使用物件	品名等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
許可条件	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) イラスト等及び愛称の使用許可を受けた目的及び用途以外に使用しないこと。 (2) イラスト等の使用に際し、その表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。 (3) 1の使用物件において正面を必ず使用すること。 (4) 「東郷町イメージキャラクター トッピー」をデザインの付近に必ず表示すること。 (5) イラスト等を使用した物件の本体又は物件の包装、広告若しくはタグ（単に、配布又は頒布するチラシの類を除く。）に「©2012東郷町 トッピー（使用管理番号）」若しくは「©2012 togotown toppy（使用管理番号）」を必ず表示すること。 (6) 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又転貸しないこと。 (7) 商標法による商標登録及び意匠法による意匠登録を行わないこと。 (8) 使用物件の完成の日から14日以内に、「イラスト等及び愛称使用物件完成報告書」（様式第4）（以下「報告書」という。）を完成した使用物件等とともに提出すること。 (9) 「東郷町イメージキャラクター製作に係る著作権等の法的取扱いについて」（様式第6）を提出すること。 (10) 使用物件の製作等を他の者に請け負わせる場合は、報告書に製作の請負契約書の写し等を添付すること。

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東郷町長 印

イラスト等及び愛称使用不許可決定通知書

年 月 日付けの申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第4（第6条関係）

イラスト等及び愛称使用物件完成報告書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所
(使用者)

氏名又は団体名

代表者 印

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可された使用物件の完成について、下記のとおり報告します。

記

該当 (いずれかに○)	提出等内容	備考
	完成物件 各1部	
	完成物件の提示及び完成物件を写した写真の提出	
	完成物件を写した写真その他参考となる資料の提出	
	完成物件の提出又は提示が困難な場合の理由（該当に○） ア 当該物件が巨大なため イ 当該物件の数が多いため ウ その他（ ）	

連絡先	担当者名 電話番号 Eメール
-----	----------------------

様式第5（第7条関係）

イラスト等及び愛称使用許可変更申請書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所
(使用者)
氏名又は団体名

代表者

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可された内容の変更について、下記のとおり申請します。

記

変更内容	変更前	変更後

連絡先	担当者名 電話番号 Eメール
-----	----------------------

※ 変更内容の欄は、許可書に記載された事項のうち、変更に係るものを記入してください。

※ 添付書類等変更後の使用概要がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第6（その1）（第6条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した物
件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて

平成 年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可を
受けた使用物件の製作における著作権等の法的取扱いについて下記のとおり遵守しま
す。

記

- 1 許可を受けた使用物件の製作に係る成果物（以下「成果物」という。）の全ての著
作権（著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利）については、全て東郷町
に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者として的人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行使
しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転貸
し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変更、
加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用後
に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外の
者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その旨を
町に申し出ること。

平成 年 月 日

申請者又は使用者

住 所

氏 名

（法人名等）

印

製作者（請負者）

住 所

氏 名

（法人名等）

印

様式第6（その2）（第6条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて

年 月 日付けで発注者 から請け負った東郷町イメージキャラクターの 製作における著作権等の法的取扱いについて下記のとおり遵守します。

記

- 1 東郷町イメージキャラクターの 製作に係る成果物（以下「成果物」という。）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利）については、全て東郷町に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者として的人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行使しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転貸し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用後に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外の者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その旨を町に申し出ること。

年 月 日

製作者（請負者）
住 所
氏 名
（法人名等）

印